

盛土規制法運用開始日前後の手続き等について（開発許可・不要）

令和7年4月1日運用開始に伴い、盛土規制法の許可の対象となる工事の着手が運用開始日より前になる場合は、法第21条第1項の「工事等の届出」の提出が必要となります。

【凡例】

- 盛土法の許可の対象となる工事
- 盛土法に基づく手続き
- 都計法に基づかない手続き

